

デジタル企画乗車券取扱規程

横高運2024第0416号

2024.12.4 制定

(適用範囲)

第 1 条 サーバ管理型乗車券取扱規則（以下「規則」という。）の定めに基づく旅客の運送およびその取扱いについてはサーバ管理型乗車券取扱規則によるほか、この横浜高速鉄道デジタル企画乗車券取扱規程に定めるところによります。

(デジタル企画乗車券の購入)

第 2 条 横浜高速鉄道デジタル企画乗車券は東急電鉄株式会社が運営するウェブサイト「QSKIP」にて携帯情報端末により購入しなければなりません。

(用語の意義)

第 3 条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「企画乗車券」とは、第6号に定める販売サイトにおいて当社が特別の運送条件、施設利用券等を定めて発売するサーバ管理型乗車の情報をいいます。
- (2) 「QRコード」とは、企画乗車券に付帯して旅客が所有する携帯情報端末の画面に表示し、サーバ管理型乗車券取扱規則第3条第6号に定める対応改札機で認証することができる2次元コードをいいます。
- (3) 「フリーエリア」とは、企画乗車券の乗車回数および途中下車に制限のない区間をいいます。
- (4) 「対応改札機」とは、QRコードから情報を読み取るための機器をいいます。
- (5) 「管理サーバ」とは、QRコードのID、乗車時の入出場情報等を管理するサーバをいいます。
- (6) 「販売サイト」とは、東急電鉄株式会社が運営する企画乗車券を発行するウェブサイト「QSKIP」をいいます。

(購入履歴の確認)

第 4 条 旅客は、企画乗車券の購入履歴を販売サイトにおいて確認することができます。

(決済方法および決済手段)

第 5 条 企画乗車券は、QSKIP利用規約において指定する、東急電鉄株式会社で決済できるクレジットカードにより購入するものとし、支払い方法は一括払いに限るものとします。

(販売サイトの取扱時間)

第 6 条 販売サイトの取扱時間は、東急電鉄株式会社が運営する「QSKIP」に準じて 0時00分から23時59分までとします。ただし、メンテナンス時間をのぞきます。なお、取扱い時間は予告なく変更することがあります。

(免責事項)

第 7 条 販売サイトへの接続における携帯情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとします。

(契約の成立時期および適用規定)

第 8 条 企画乗車券における旅客の運送等の契約は、旅客が販売サイトにおいて会員登録後に購入の申し込みを行い、当社および当社が委託した当該第三者が承諾し企画乗車券の情報等を旅客へ返信をした時に成立します。なお、通信不具合等、当社の責に帰さない理由により契約成立の返信がされなかった場合でも、当社よる返信はされたものとみなし、旅客は販売サイトにおいて当該企画乗車券の購入を確認するものとします。

(目的および使用方法)

第 9 条 企画乗車券は、フリーエリアをQRコードにより乗車することを目的とし、使用方法は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 携帯情報端末に表示されるQRコードにより、入場および出場の都度、同一の企画乗車券により対応改札機で改札を受けなければなりません。対応改札機の未設置、故障、停電またはシステム障害等により対応改札機による改札を受けることができない場合は、有効な企画乗車券を携帯情報端末に表示し、係員へ呈示することにより改札を受けるものとします。
- (2) 企画乗車券のフリーエリア外へ乗車したときは、その区間に対する運賃を決済媒体で支払うことはできません。

- (3) 入場時に使用したQRコードを出場時に使用しなかった場合は、QRコードで再び入場することができません。
- (4) 旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末の電池切れ、通信障害等により第1号に規定する乗車処理ができない場合、企画乗車券は無効として取扱います。
- (5) 有効な企画乗車券を係員の求めに応じて携帯情報端末の画面に表示し呈示することができない場合、企画乗車券は無効として取扱います。
- (6) 企画乗車券を紛失したときは第4号、第5号に準じて取扱います。なお、企画乗車券の紛失に対し、当社は責任を負いません。

(取扱区間)

第 10 条 当社および当社が委託した当該第三者が発売する企画乗車券における乗車できる区間については、販売サイトにおいて定め、掲示するものとします。

(制限事項)

第 11 条 企画乗車券に際しては、次に掲げる使用はできないものとします。

- (1) 1回の乗車につき2以上の同一企画乗車券を同時に使用すること、および同一の企画乗車券として決済媒体と企画乗車券を同時に使用すること。
- (2) QRコードを使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) QRコードと他の乗車券を併用すること。
- (4) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (5) 販売サイトに会員登録した名義人に対し発行された企画乗車券を、名義人以外が使用したとき。

(運賃)

第 12 条 企画乗車券の運賃は、販売サイトにおいて定め、掲示するものとします。

(企画乗車券の変更・払いもどし)

第 13 条 旅客は、企画乗車券の購入後、他の種類の企画乗車券等に変更することはできません。

2 使用開始後の企画乗車券を払いもどすことはできません。使用開始前の企画乗車券は、販売サイトに定める条件・方法により旅客自身の操作で払いもどしを行うものとします。

(効力)

第 14 条 企画乗車券の効力は、第9条の規定により次の各号に定めるとおりとします。

- (1) フリーエリア内では乗車回数と途中下車を制限しません。
- (2) フリーエリア外に乗車した場合、その区間に対して別途、旅客営業規則に定める大人普通旅客運賃を収受します。
- (3) 1つの企画乗車券につき、1人のみ入場処理を行うことができます。
- (4) 入場処理されたQRコードに出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。
- (5) 企画乗車券に設定された有効期間内の乗車に限ります。

(無効となる場合)

第 15 条 旅客が次の各号に該当するときは、企画乗車券を無効として取扱い、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃とをあわせて収受します。

- (1) 企画乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車したとき。
- (3) この規則の定めに基づかず使用したとき。
- (4) 企画乗車券の係員による改札時に、有効な企画乗車券を携帯情報端末の画面に表示し呈示することに応じないとき。
- (5) その他不正乗車の手段として使用したとき。

2 偽造、変造または不正に作成された企画乗車券を使用した場合は、前項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 16 条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第266条（乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）の規定を準用して計算します。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第 17 条 企画乗車券を使用して入場後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客営業規則に定める当該駅の入場料金を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(運行不能時の取扱い)

第 18 条 企画乗車券の場合、他経路乗車することができます。この取扱いを希望する場合、企画乗車券を携帯情報端末に表示し、係員へ呈示しなければなりません。必要により発駅情報の消去処理を行います。